


請 願 文 書 表

受 理 番 号	請願第1号
受 理 年 月 日	平成26年9月22日
請 願 の 件 名	交野市として集团的自衛権閣議決定に抗議を表明するよう、勧告していただく請願
請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	
請 願 の 要 旨	<p>集团的自衛権は、「自国と密接な関係にある外国にたいする武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である。日本国憲法第9条は、第1項で戦争と武力の行使、武力による威嚇すべてを放棄し、第2項で戦力の不保持、交戦権の否認をうたっており、いわばすべての戦争を否定する徹底した平和主義に立っている。</p> <p>そうした中で、これまで政府は、万一外部からの武力攻撃によって国民の生命・財産が危険にさらされた状況において、国民の生命財産を守るために最低限の実力行使としての自衛権はあるとしてきた。いわゆる専守防衛の自衛隊である。</p> <p>従って、直接的には国民の生命・財産が危険にさらされている状況でないにもかかわらず、武力行使する集团的自衛権の行使に対して、憲法9条が容認していると解釈することは困難であるという政府見解は、半世紀にわたり長時間の国会論戦の中で積み上げられてきた憲法解釈であった。しかし、現政権は国民の意見を聞かず、国会の十分な審議もなしで、今までの蓄積を否定した。政府に求められていることは、戦後一貫してきた憲法9条に依拠した外交、政府・国民の国際社会へ寄与してきた蓄積を確認し、今後の国際平和に寄与する日本の役割について、広く国会と国民の中から議論を通じた合意をつくることである。</p> <p>交野市には、「核や戦争はなくせる」とした「平和と人権を守る都市宣言」がある。「その輪が全世界に広がること」が必要である。戦争に反対し市民の命を守ることは自治体の責務である。自治体として、政府が憲法9条をないがしろにする集团的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更を行ったことに抗議し撤回を求める意見表明が必要である。また、全国市長会での閣議決定に抗議する提案などを通じ戦争をなくす輪を広げる取り組みを行うべく、市長に勧告して下さるよう請願する。</p> <p>よって、交野市として集团的自衛権閣議決定に抗議を表明し、勧告していただくよう、地方自治法第124条及び交野市議会会議規則第139条の規定により、上記のとおり請願する。</p>
紹 介 議 員	坂本 顕